

令和3年1月8日

一般社団法人群馬県建設業協会
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会
会 長 青 柳 剛

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に
基づく警戒度と要請、及び催物の開催制限等の取扱いについて

群馬県において1月7日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）に基づく要請（1月9日（土）以降）が行われることになりました。

また、国土交通省から、分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについても周知依頼がありました。

つきましては、添付ファイルをご確認いただき、感染防止対策に引き続き取り組んでいただきたくお願い申し上げます。

ガイドライン改訂 前回（12月26日以降）要請からの変更点

○不要不急の外出自粛。特に次の外出については極力控える。

- ・ 1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）への往来
- ・ 夜間（夜8時以降）

○政府分科会の提言に基づき以下の要請を追加

- ・ 大学や職場等における飲み会については自粛
- ・ 大学等におけるクラブ活動での感染防止策の徹底
- ・ 飲食店でのテイクアウト利用促進

○営業時間短縮要請第4弾の追加

対象市町村：前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、大泉町、邑楽町

対象業種：接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店
（午後8時から午前5時の間の営業店舗）

※飲食店営業許可（食品衛生法）を受けている店舗の事業者を対象

時間帯：午後8時から午前5時（ただし、酒類提供は午後7時まで）

期間：令和3年1月12日（火）から令和3年1月25日（月）までの
14日間

※ 詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（1月9日（土）以降）を御確認ください。

一般社団法人群馬県建設業協会
TEL 027-252-1666
FAX 027-252-1993